

神勞発基 0428 第 1 号

平成 29 年 4 月 28 日

団体の長 殿

神奈川労働局長



職場における熱中症予防対策の徹底について(広報依頼)

日頃から、労働基準行政の運営につきましては、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県下では、近年、熱中症による労働災害が多発しており、今年も夏期に入り気温の上昇から熱中症の多発が危惧されるところです。全国的にも夏期の熱中症による労働災害は減少しておらず、厚生労働省では本年5月～9月を「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」として、熱中症予防対策の徹底を図るため各事業場に呼びかけを行っています。

つきましては、別紙例文「熱中症予防のため早期対応のお願い」のほか同封の当局版リーフレットを参考に、貴団体の広報誌、ホームページ等に周知文を掲載していただく等、会員事業場への周知について御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

おって、広報誌等に掲載いただきました場合は、誠にお手数ではございますが、下記担当あて写し等を送付いただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

参 考

- 1 リーフレット「熱中症を防ごう」(神奈川労働局 HP)
【各検索エンジンに「神奈川労働局 熱中症防止 リーフレット」と入力し検索いただきますと当該サイトへ容易に行き着きます。】
- 2 熱中症予防対策(厚生労働省 HP)
【各検索エンジンに「厚生労働省 労働衛生対策」と入力し検索いただきますと当該サイトへ容易に行き着きます。】

〔問合せ先〕

神奈川労働局労働基準部健康課

TEL 0 4 5 - 2 1 1 - 7 3 5 3 (内線 6078:塚田)

熱中症予防のため早期対応のお願い

(神奈川県労働局労働基準部健康課)

- 初夏は気温の変動が大きく、暑さへの身体の順応が不十分です。ご自身では暑くないと感じていても、水分と塩分をこまめに補給する、作業時間の短縮や十分な休憩を取るなど、職場では早めに対応を始めてください。
- 体に変調を感じたら、又は変調を訴える人が出たら、水分補給や休憩を取り、症状が悪化することがあるので一人にしないことも大切です。すぐに医師の診断を受けましょう。
- 意識がはっきりしない、体に触ると熱いなどの症状があれば、氷で体を冷やし、躊躇せず救急車を呼びましょう。
- 職場には WBGT 値(暑さ指数)の測定器(湿球黒球温度計)を設置し、WBGT 値による作業管理を徹底しましょう。環境省の熱中症予防情報サイトに掲載されている WBGT 予測値・実況推定値を作業前に参照して、作業スケジュールを立てることも検討してください。